

事業主 殿

(一社)上小労働基準協会

会長 金子元昭

令和6年度(下期)の特殊健康診断の実施について

平素から、当協会の業務運営につきましては、格別のご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断のご案内をさせていただきます。

つきましては、受診希望される事業場におかれましては、下記事項ご参照の上、4頁の「特殊健康診断申込書」により、11月末日までにお申し込み下さい。

なお、令和2年7月施行「特殊健康診断の項目見直し」及び令和3年4月施行「金属アーク溶接作業について特定化学物質（溶接ヒューム）の追加」がございました。つきましては、健診料金の変更及び追加がございますので2頁の一覧表をご確認頂きますようお願い申し上げます。

記

1 健診実施時期

令和7年1月中旬から2月末の予定（土・日曜日は除く、左記期間以外も相談に応じます）

2 健診実施機関

（一財）全日本労働福祉協会長野県支部により実施します。

3 健診料金及び支払い

健診料金は、2頁の「特殊健康診断料金表」のとおりです。

4 健診の方法

事業場の申込人員・健診の場所等により、個々の事業場、または最寄りの事業場に集合していただき実施しますので予めご了承下さい。

5 健診の申し込み

4頁の申込書に所要事項を記入のうえ、11月末日(期日厳守)までに(一社)上小労働基準協会に申し込んで下さい。

なお、特定化学物質障害予防規則及び有機溶剤中毒予防規則等に係る健診は、使用している「種類」により健診内容が異なりますので、使用している物質を正確に把握され物質別にその対象人員を記載して下さい。

また、じん肺健診につきましても、じん肺の所見がないと既に診断された方（じん肺管理区分：管理1）は、3年以内に1回じん肺健診をする必要があり、その対象人員を記載して下さい。

6 産業医との連携

産業医選任事業場は、産業医と密接な連携のもとに漏れのないようお願いします。

7 申し込み後の変動

申し込み後において、人員及び場所等変更がありましたら、速やかにご連絡をお願いします。

8 申し込み締切期日後に申し込まれた場合は、ご希望に添えないこともありますのでご承知下さい。

9 個人情報の保護

実施機関である（一財）全日本労働福祉協会 長野県支部においては、知りえたデータ等について、個人情報保護法に基づいて適切に管理し、健康診断の目的以外には使用いたしません。

特殊健康診断料金表

(一財)全日本労働福祉協会長野県支部

長野市大豆島中之島3223番地

電話(026)222-5111(代)

I 法令に基づく特殊健康診断

記号	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
A	電離放射線	2,970 ^円	6ヶ月毎
B	有機溶剤 <small>基本料金 1成分当り検査料</small>	2,750 330~3,300	6ヶ月毎
C	じん肺	3,850	1年毎 3年毎
D	鉛及びその合金化合物	8,800	6ヶ月毎 1年毎
E	四アルキル鉛	8,580	3ヶ月毎
G	高気圧	5,610	3ヶ月毎
H	石棉	3,850	6ヶ月毎

F 特定化学物質等障害予防規則に基づく特殊健康診断(抜粋)

コード	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
104	オルトトリジン及びその塩	2,640 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回
201	◎アクリルアミド	2,640	
206	●塩化ビニル	※4,620	
207	◎塩素	2,640	
210	◎カドミウムまたはその化合物	12,320	
211	●クロム酸及びその塩(重クロム酸含む)	※2,640	
214	●コールタール	※2,640	
216	◎シアン化カリウム	2,640	
218	◎シアン化ナトリウム	2,640	
219	●3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン	2,640	
222	◎水銀またはその無機化合物	2,640	
228	◎弗化水素	1,430	
230	●ベンゼン	3,190	
233	◎マンガンまたはその化合物	2,860	
235	◎硫化水素	2,640	
237	●ニッケル化合物	2,640	
238	●砒素またはその化合物	2,640	
241	●インジウム化合物	※16,500	

コード	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
242	●エチルベンゼン	5,500 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回
243	●コバルトまたはその無機化合物	2,640	
245	クロロホルム	3,960	
246	四塩化炭素	3,960	
248	1,2-ジクロロエタン	3,960	
249	●ジクロロメタン	5,060	
251	スチレン	10,890	
253	テトラクロロエチレン	7,480	
254	トリクロロエチレン	7,260	
255	メチルイソブチルケトン	2,640	
256	●ナフタレン	2,640	
257	●リフラクトリーセラミックファイバー	3,850	
258	●オルトトルイジン	2,640	
259	●三酸化ニアンチモン	2,640	
260	◎溶接ヒューム	2,860	

II 指導勸奨による特殊健康診断(抜粋)

記号	有害要因・物質	料金(税込)	受診回数
1	紫外線・赤外線	1,980 ^円	6 ヶ 月 毎 に 1 回
2	騒音	2,200	
5	有機燐剤	2,860	
6	亜硫酸ガス	1,430	
15	超音波溶着機	2,200	
17	チェンソー	7,700	
18	チェンソー以外の振動工具 (さく岩機・チップングハンマー・スインググラインダー等)	7,700	
19	腰痛	5,500	
21	情報機器作業	配置前	
		定期	1年毎
22	レーザー(眼底を除く)	2,200	配置前

- (注) i) ●印の特定化学物質は、過去にその業務に従事した場合には、在職中は健康診断が義務付けられています。
 ii) 有機溶剤、鉛、◎印の特定化学物質は、以下の要件を満たす場合、健康診断の実施頻度を1年毎に1回に緩和できます。
 ① 労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
 ② 直近3回の健康診断において、労働者に新たな異常所見がないこと。
 ③ 直近の健康診断日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。
 iii) 第二次健康診断及び医師が必要と認めた追加検査は別途実費を申し受けます。
 iv) 弗化水素、亜硫酸ガス、塩素等は歯科医師による歯の検査を受けて下さい。
 v) ※印料金は胸部エックス線直接撮影を必要とする場合2,000円を加算させていただきます。
 vi) 上記に記載されていない有害物については、ご相談願います。

参考資料

新有機溶剤の物質の別名及び取扱作業について一覧表

グループ別	物 質 名		取 扱 作 業 等	
	有機溶剤の種類	別 名 (略名)	作業名	そ の 他
Aグループ	キシレン	☆キシロール ジメチルベンゼン O-キシレン M-キシレン ☆P-キシレン	★塗装 ★塗布 ★印刷 ★接着 ★洗浄	シンナーの混合成分として含む場合が多く、単体は少ない。シンナーは普通、ラッカーシンナー、クリアラッカーシンナー、合成樹脂用シンナーのように、〇〇〇シンナーと呼ばれます。
	トルエン	☆トルオール メチルベンゼン		
	1,1,1-トリクロロエタン	☆クロロセン ☆トリエタン エターナ アサヒトライセン 1,1,1-三塩化エタン メチルクロロホルム	★洗浄 ★払拭	電気部品、鋼材等の脱脂に使用。鍍金の部品洗浄に使用。単体として使用する場合が多い。
	ノルマルヘキサン	N-ヘキサン	★接着 洗浄 先芯	主に靴の接着に使用。 (トルエンと併用の場合が多い)
Bグループ	N,N-ジメチルホルムアミド	ジメチルホルムアミド DMF	払拭	紡糸溶剤 靴の処理溶剤
Cグループ	二硫化炭素	硫炭	分析	試薬、溶剤
Dグループ	エチレングリコール モノエチルエーテル	☆セロソルブ ☆エチルセロソルブ	★シルク印刷 塗装 (注) Dグループは物質名にグリコール又はセロソルブがついています。	シルク印刷用シンナーに殆ど含有。 塗装用シンナーに含有する場合あり。
	エチレングリコール モノエチルアセテート	☆セロソルブアセテート		
	エチレングリコール モノブチルエーテル	☆ブチルセロソルブ		
	エチレングリコール モノメチルエーテル	☆メチルセロソルブ		
Eグループ	オルト-ジクロルベンゼン	O-ジクロルベンゼン		
	クレゾール	O,M,P-クレゾール	殺菌剤	
	クオルベンゼン	モノクオルベンゼン	接着剤	
	1,2ジクロルエチレン	二塩化アセチレン		
Fグループ	A~E以外の有機溶剤としては アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルブプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、テトラヒドロフラン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン		★塗装 ★印刷 ★接着 ★洗浄 ★塗布	混合溶剤（シンナー）の成分として含まれる場合が多い。(トルエン、キシレンと同時に) 単体としては洗浄に使用。

(注1) 物質名の☆印は頻繁に使う別名です。又O-、M-、P-はオルト、メタ、パラと呼ばれます。

(注2) 作業名の★印は特に多い作業です。

特殊健康診断申込書 [下期]

令和6年11月 日

〒386-0025 上田市天神2-4-55
(一社)上小労働基準協会 殿

(TEL 0268-23-2500)
(FAX 0268-23-2507)

事業場所在地	〒		
事業場名			
TEL	()	-	
FAX	()	-	
担当者名			

	有機溶剤	人員	有機溶剤	人員
有機溶剤 健康診断	キシレン		トルエン	
	クレゾール		アセトン	
じん肺健康診断 じん肺の所見がないと既に診断された方(じん肺管理区分:管理1) ※実施頻度 3年以内に1回				人員
				*1
上記以外の 特殊健康診断	種類	人員	種類	人員
	電離放射線		マンガンまたはその化合物	
	鉛及びその合金化合物		クロム酸及びその塩(重クロム酸含む)	
	エチルベンゼン		ニッケル化合物	
	メチルイソブチルケトン		情報機器作業 配置前	
	ジクロロメタン		情報機器作業 定期	
	スチレン		溶接 ヒューム	
	シアン化 カリウム・水素・ナトリウム			
	紫外線・赤外線			
	騒音			
弗化水素				

- 健診の種類等は、2頁の『特殊健康診断料金表』によりご記入下さい。
- 有機溶剤健康診断、特定化学物質健康診断、鉛健康診断については、塗料等に対する安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)を用意していただき、記載されている組成及び成分情報(トルエン・キシレン等)を確認してご記入下さい。
- 代謝物検査での採尿については、検査日の曜日・時間等により後日または後刻にさせていただく場合がありますので、健診当日健診員と打ち合わせて下さい。
- 上表に印字されていない物質等は、空欄にご記入下さい。

*1: じん肺管理区分が管理2~管理4の方については、当協会でじん肺健康診断を受診できません。